

立川市子どものいじめ防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

従来の施策に加え、新たないじめ防止対策を開始するため。

立川市子どものいじめ防止条例の一部を改正する条例

立川市子どものいじめ防止条例（平成26年立川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>立川市子どもをいじめから守る条例</u></p> <p>全ての子どもは、その一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければなりません。</p> <p>いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。次代を担う子どもたちが、一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務であります。</p> <p>一方、子どもたちは、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さない勇気をもって明るい学校生活づくりに努めなければなりません。</p> <p>私たちは、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる<u>まちを実現するため</u>、ここに、<u>立川市子どもをいじめから守る条例</u>を制定します。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) いじめ 子どもと一定の<u>人的関係</u>にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者）</p>	<p><u>立川市子どものいじめ防止条例</u></p> <p>全ての子どもは、その一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければなりません。</p> <p>いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。次代を担う子どもたちが、一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務であります。</p> <p>一方、子どもたちは、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さない勇気をもって明るい学校生活づくりに努めなければなりません。</p> <p>私たちは、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる<u>まちの実現を目指して</u>、ここに、<u>立川市子どものいじめ防止条例</u>を制定します。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) いじめ 子どもと一定の<u>人間関係</u>のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者</p>

人) その他の子どもを現に監護する者をいう。

(4)～(8) ……略……

(市立学校の責務)

第5条 ……略……

2 ……略……

3 市立学校は、市が実施するいじめの防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の役割)

第7条 ……略……

2 ……略……

3 市民及び事業者等は、市が実施するいじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子どもの心構え及びいじめの禁止)

第8条 子どもは、自己を大切にし、互いの権利を尊重し合うよう努めなければならない。

2 子どもは、いじめを行ってはならない。

3 子どもは、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき又はいじめに係る相談を受けたときは、学校又は市に情報提供するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 ……略……

(いじめ防止基本方針の策定等)

第10条 ……略……

2 ……略……

(立川市いじめ防止対策審議会の設置)

第11条 ……略……

する者をいう。

(4)～(8) ……略……

(市立学校の責務)

第5条 ……略……

2 ……略……

(市民及び事業者等の役割)

第7条 ……略……

2 ……略……

(財政上の措置)

第8条 ……略……

(いじめ防止基本方針の策定等)

第9条 ……略……

2 ……略……

(立川市いじめ防止対策審議会の設置)

第10条 ……略……

(立川市いじめ問題調査委員会の設置)

第12条 ……略……

(いじめの防止等)

第13条 ……略……

2 市は、前項第2号に掲げるいじめの実態を把握する取組を実施したときは、その結果を第11条に規定する立川市いじめ防止対策審議会に報告するものとする。この場合において、市は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

3 ……略……

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、市立学校その他関係機関等に対し、前条第1項各号に掲げる取組を推進するため、人材の確保等必要な措置を講じなければならない。

2 及び3 ……略……

(相談体制の整備)

第15条 市は、いじめを早期に発見し、及び対処するため、子ども、保護者、市立学校、市民及び事業者等が相談し、又は連絡することができる体制を整備し、これを周知しなければならない。

2 市は、前項の規定による相談又は連絡があったときは、事実を確認するために積極的に情報を収集しなければならない。

3 ……略……

(広報及び啓発)

第16条 ……略……

(いじめの防止等の申出)

第17条 何人も、いじめに関する事項について、市長に対し、いじめの防止等の申出（以下「申出」という。）を行うことができる。

(立川市いじめ問題調査委員会の設置)

第11条 ……略……

(いじめの防止等)

第12条 ……略……

2 市は、前項第2号の規定によるいじめの実態を把握する取組を実施したときは、その結果を第10条に規定する立川市いじめ防止対策審議会に報告するものとする。この場合において、市は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

3 ……略……

(人材の確保及び資質の向上)

第13条 市は、市立学校その他関係機関に対し、前条第1項各号に掲げる取組を推進するため、人材の確保等必要な措置を講じなければならない。

2 及び3 ……略……

(相談体制の整備)

第14条 市は、いじめを早期に発見し、及び対処するため、子ども、保護者、市民及び事業者等が相談し、又は連絡することができる体制を整備し、これを周知しなければならない。

2 ……略……

(広報及び啓発)

第15条 ……略……

(調査)

第18条 市長は、申出があった事案について、関係する市立学校に在籍する子ども及びその保護者に聞き取りを行う等、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する調査（以下「調査」という。）のため必要があると認めるときは、市立学校その他関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。

3 市長は、調査のため必要があると認めるときは、いじめの防止のために必要な限度において、市の機関以外の者に対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(調査の不実施)

第19条 市長は、申出の内容について明らかに事実の誤認があると認められるときその他調査を行うことが適当でないと認めるときは、調査を行わないものとする。

(是正の勧告)

第20条 市長は、調査の結果、いじめ又はそのおそれがあると認めるときは、市立学校その他関係する市の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 子どもに対する見守りその他市立学校内におけるいじめの防止のための環境整備
- (2) 別室指導（法第23条第4項に規定する措置をいう。）
- (3) 子どもの学級替え
- (4) 子どもの転校の相談及び転校の支援
- (5) 訓告その他の学校教育法第11条に規定する懲戒
- (6) 学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止

(7) 前各号に掲げるものほか、いじめの問題を解決するために必要な措置

2 市長は、前項の規定により勧告を行うにあたり、立川市教育委員会及び市立学校の意見を聴取することができるほか、専門的知識を有する者の意見を聴取することができる。

(報告)

第21条 市長は、前条の規定により勧告を行ったときは、当該機関に対し、その勧告の結果とられた措置について報告を求めるものとする。

(通報)

第22条 市長は、子どもの命と尊厳を守るために必要と認めるときは、関係機関等に通報するものとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 ……略……

2 ……略……

(委任)

第24条 ……略……

(個人情報の取扱い)

第16条 ……略……

2 ……略……

(委任)

第17条 ……略……

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。